

予 算 要 求 資 料

令和7年度3月補正予算

支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童保護費

事 業 名 第3子以降保育料等無償化事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

子ども・女性部 子育て支援課 保育支援係

電話番号：058-272-1111(内3537)

E-mail : c11236@pref.gifu.lg.jp

1 事 業 費 補正要求額 4,999 千円 (現計予算額： 41,428 千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
現 計 予算額	41,428	0	0	0	0	0	0	0
補 正 要求額	4,999	0	0	0	0	0	0	4,999
決定額	4,999	0	0	0	0	0	0	4,999

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・令和5年度に実施した少子化に関する県民意識調査では、理想の子ども数を持てない理由として、6割以上が経済的負担を理由に挙げている。
- ・平成28年度から国において一定の所得要件を満たす場合に、第3子以降の保育料無償化が実施されている。
- ・女性の社会進出等に伴い、特に3歳未満児を中心とした保育ニーズは年々高まっており、国の所得要件を緩和することにより、第3子以降の子どもを持ちたいと考える保護者が、安心して子どもを産み育てることができる体制を整える。
- ・今回、市町村所要額が当初予算額を上回ったため、不足する予算について増額する。

(2) 事 業 内 容

県が定める所得要件（市町村民税所得割課税額97,000円未満）の範囲内において、市町村が3人以上の児童を現に扶養する多子世帯に対し、保育所、認定こども園、地域型保育事業所に係る3号認定子どもの保育料及び2号認定子どもの副食費（いずれも第3子以降の児童が対象）を無償化する場合に、県が市町村に対し、保育料又は副食費の無償化に係る費用を補助する。また令和2年度予算から、待機児童対策として認可外保育施設を利用する児童についても補助の対象とするよう拡充した（3歳未満児の保育料：上限4.2万円/月、3歳以上児の副食費：上限4,500円/月）。

(3) 県負担・補助率の考え方

県1／2、市町村1／2

(4) 類似事業の有無

有（多子世帯に対する補助）

- ・岐阜県多子世帯病児・病後児保育利用料無償化事業（3人以上子どものいる世帯の病児保育事業利用料を無料化する費用に対する補助）

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	4,999	第3子以降の子どもにかかる保育料及び副食費の無償化
合計	4,999	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・岐阜県こども計画

3 子育て中の方への支援

- (1) 子育てや教育に関する負担の軽減

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	第3子以降保育料無償化事業費補助金
補助事業者（団体）	市町村 (理由) 保育の実施主体であるため。
補助事業の概要	(目的) 第3子以降の子どもを持ちたいと考える保護者が、安心して子どもを産み育てることができる体制を整える。 (内容) 3人以上の子どもを現に扶養する多子世帯に対し、市町村が保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に係る3号認定子どもの保育料及び2号認定子どもの副食費（いずれも第3子以降の児童が対象）を無償化する費用について補助する。
補助率・補助単価等	定率 (内容) 県1／2 市町村1／2 (理由) 保育の実施主体である市町村と同率の負担とするため。
補助効果	第3子以降の子どもの保育料及び副食費を無償化することにより、多子世帯の経済的負担感が軽減され、安心して子どもを産み育てることができる体制を整えることができる。
終期の設定	終期令和11年度 (理由) 岐阜県こども計画の期間であるため。

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか 第3子以降の子どもを持ちたいと思う保護者が、安心して子どもを産み育てることができる環境を整える。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H27)	R5年度 実績	R6年度 実績	R7年度 目標	終期目標 (R11)	達成率
① 待機児童数の解消	7	36	36	42	42	86%

補助金交付実績 (単位：千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	36,833	36,721	36,731	41,409

(これまでの取組内容と成果)

令和4年度	多子世帯の保育料を減免することにより、経済的負担の大きい多子世帯の経済的支援を実施することができた。
令和5年度	指標① 目標：42 実績：36 達成率：85.7%
令和6年度	多子世帯の保育料を減免することにより、経済的負担の大きい多子世帯の経済的支援を実施することができた。
	指標① 目標：42 実績：36 達成率：85.7%

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	人口減少問題は県として重点的に取り組むべき事項であり、第3子以降の保育料等無償化は少子化対策の一環として事業実施の必要性は高い。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
(評価) 2	経済的負担感を理由に第3子以降の子どもをあきらめるケースが多く、保育料等の無償化に対する補助は有効である。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
(評価) 2	保育料等が確定する年度後半に申請を受け付けるなど、申請者の事務負担の軽減に努めている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 少子化対策は県全体として取り組む課題であり、地域間格差が生じないよう、実施市町村を拡大する取組みが必要である。
--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 第3子以降の保育料等無償化は、少子化対策の一環として有効な事業であるため、継続すべき事業である。今後、県内における少子化の動向及び国の幼児教育無償化の実施状況を見ながら事業内容の見直しを行う。
--